

毎週火、金曜日発行(但休日に当ると  
四月十五日第三種郵便物認可)

# 鳥取県公報

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十条ノ六、第十条ノ七、第十条ノ八、第十条ノ十二、第十条ノ十四」を「第十条ノ九、第十条ノ十一」に改め、同条第三項中「第二十六号様式」を「第二十六号様式の十三」に改める。

第一号様式の二及び第九号様式の二中「第二十三条(同法附則第二十四条の三又は同法附則第二十四条の四の規定による場合を含む。)」を削る。

第十八号様式の五及び第十八号様式の六を削り、第十八号様式の七を第十八号様式の五とし、第十八号様式の八を第十八号様式の六とし、第十八号様式の九を第十八号様式の七とする。

第十八号様式の十及び第十八号様式の十一を削り、第十八号様式の十二を第十八号様式の八とし、第十八号様式の十三を第十八号様式の九とする。

第十八号様式の十四を第十八号様式の十とし、同様式を次のように改める。

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

第十八号様式の十

恩給法以外の法令による普通恩給失権事由非該当申立書

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第77号 (第3種郵便) 2  
の法令により普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

01025

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第77号 (第3種郵便)

年 月 日 (官職) を退職した後恩給法以外

式を次のように改める。  
第十八号様式の十一

第十八号様式の十五を第十八号様式の十一とし、同様恩給法以外の法令による普通恩給失権事由非該当申立書

氏 名 (印)

右の者は、 年 月 日 (官職) を退職した後死亡までの間において恩給法以外の法令により普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 (印)

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第77号 (第3種郵便) 2

第十八号様式の十六を第十八号様式の十二とし、第十八号様式の十七から第十八号様式の三十二までを削る。

第二十六号様式の次に次の十二様式を加える。  
第二十六号様式の二

昭和28年法律第百五十五号附則の規定による一時恩給請求者の一時恩給を将来請求しないことの申立書

昭和 年 月 日 官 職 を退職したこと

による一時恩給は、将来も請求しないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 (印)

名 (印)

昭和28年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の先順位者に係る一時扶助料を将来請求しないことの申立書

昭和 年 月 日

氏 名 (印)

名 (印)

第二十六号様式の三

昭和28年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時恩給を将来請求しないことの申立書

公務員 氏 名

年 月 日

あつた一時恩給は、将来も請求しないことを申し立てる。

公務員との身分関係

昭和 年 月 日

氏

名 (印)

第二十六号様式の五

昭和28年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の先順位者に係る一時扶助料を将来請求しないことの申立書

(公務員の氏名及び公務員との身分関係)

昭和 年 月 日

氏

名 (印)

第二十六号様式の四

昭和28年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時扶助料を将来請求しないことの申立書

在職中死亡したことによる一時扶助料は、将来も請求しないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 (印)

公務員との身分関係

昭和 年 月 日

氏

名 (印)

3 昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第77号 (第3種郵便)

01026

第二十六号様式の六

(第3種郵便)  
昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第10号  
昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定によ  
る普通恩給請求者の一時恩給に関する申立書

一 昭和 年 月 日 官 職 を退職したことに  
より、 第 号(年 月 日附)の一時恩給  
裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時恩給を返還しない。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

氏

名 (印)

第二十六号様式の七

(第3種郵便)  
昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第10号  
昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定によ  
る普通恩給請求者の一時恩給に関する申立書

一 昭和 年 月 日 官 職 を退職したことに  
より、 第 号(年 月 日附)の一時恩給  
裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時恩給を返還する。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

氏

名 (印)

第二十六号様式の八

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定によ  
る扶助料請求者の一時恩給に関する申立書

公務員 氏 名

第二十六号様式の九

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定によ  
る扶助料請求者の一時恩給に関する申立書

公務員 氏 名

一 昭和 年 月 日 死亡した右の者が受けるべきで  
あつた一時恩給を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請  
求し、 第 号(年 月 日附)の一時恩給  
裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時恩給を返還しない。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏

名 (印)

公務員との身分関係

氏

名 (印)

第二十六号様式の十

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時扶助料に関する申立書

一 昭和 年 月 日 が 死亡したことに  
より 第 号( 年 月 日附)の一時扶助料  
裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時扶助料を返還しない。

右のとおり申し立てる。

氏 名 (印)

年 月 日

氏

名 (印)

年 月 日

氏

名 (印)

第二十六号様式の十一

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の一時扶助料に関する申立書

一 昭和 年 月 日 が 死亡したことに  
より 第 号( 年 月 日附)の一時扶助料  
裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時扶助料を返還する。

右のとおり申し立てる。

氏 名 (印)

年 月 日

氏

名 (印)

年 月 日

氏

名 (印)

年 月 日

第二十六号様式の十二

第二十六号様式の十二

第二十六号様式の十三

昭和二十八年法律第百五十五号附則の規定による扶助料請求者の先順位者に係る一時扶助料に関する申立書

(公務員の氏名及び公務員との身分関係)

氏

名

一 昭和 年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつた一時扶助料を恩給法第十条ノ二第一項の規定により請求し、 第 号( 年 月 日附)の一時扶助料裁定通知書を受けたことがある。

一 右の一時扶助料を返還しない。

右のとおり申し立てる。

年 月 日

公務員との身分関係

氏

名 (印)

年 月 日

公務員との身分関係

氏

名 (印)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例附則の規定等により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関ス

ル条例等の一部を改正する条例附則の規定等により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

(目的)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和三十六年十月鳥取県条例第二十六号。以下「条例」という。)附則第二条の規定及び条例第十九条第五項において準用する恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十九号。以下「法律第百三十九号」という。)第一条の規定による改正後の恩給法(大正十二年法律第四十

八号。以下「恩給法」という。)第六十五条第四項の規定にかかる法律第百三十九号附則第二条第三項又は第四条第三項の規定により改定すべき退職年金又は遺族年金(以下第五条において「改定すべき恩給」といふ。)の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行及び交付)

第二条 条例附則第二条の規定により改定すべき恩給であつて、昭和三十六年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たず改定して、その年額を表示した新証書を発行し、これによつて改定年額を支給する。

第三条 条例附則第二条の規定により改定すべき恩給であつて、昭和三十六年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書を発行する。

(公務傷病年金の加給改定)

第四条 昭和三十七年一月一日現に公務傷病年金を受けける者で、同日前の日付けのある証書によつて支給を受けるものが、条例第十九条第五項において準用する法律第百三十九号による改正後の恩給法第六十五条第四

第五条 改定すべき恩給の改定及び請求手続については、

この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

場合においては、公務傷病年金額改定請求書(第一号様式)に加給の原因である家族に加えられる者の戸籍謄本及びその者が公務傷病年金を受ける者により出生当時から生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにすることのできる申立書(第二号様式)並びに恩給証書(その写をもつて代えることができる。)を添えて、これを鳥取県知事に差し出すものとする。

2 前条の規定は、前項に規定する恩給であつて、昭和三十七年一月一日以後裁定するものについて準用する。

(雑則)



